

新潟県立自然科学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第31号

新潟県立自然科学館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県立自然科学館条例施行規則（昭和56年新潟県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び別記様式の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(入館料等の免除)</p> <p>第3条 条例第10条の規定により免除することができる場合は次に掲げる者が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合とし、当該場合に免除する額はその者の入館料、特別入館料及びプラネタリウム観覧料の全部とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設<u>又は児童発達支援センターに入所し、又は通っている者が当該施設の活動として入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合の当該入所者及びその引率者</u></p> <p>(8) <u>車椅子等の補装具を使用している障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「補装具を使用している障害者」という。）が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合のその者1人につき1人の介助者</u></p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入館料等の免除)</p> <p>第3条 条例第10条の規定により免除することができる場合は次に掲げる者が入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合とし、当該場合に免除する額はその者の入館料、特別入館料及びプラネタリウム観覧料の全部とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設<u>及び児童発達支援センターの入所者が当該施設の活動として入館し、又はプラネタリウムを観覧する場合の当該入所者及びその引率者</u></p> <p>(8) <u>車いす等の補装具を使用している障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「補装具を使用している障害者」という。）が入館し、又はプラネタリウムを観覧場合のその者1人につき1人の介助者</u></p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(定期入館券)</u></p> <p>第5条 条例第12条第1項の規定により同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に新潟県立自然科学館（以下「自然科学館」という。）の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）は、指定管理者は、<u>定期入館券申込書（別記第2号様式）に定期入館料を添えて提出した者に定期入館券を交付する。</u></p> <p>2 <u>前項の定期入館券は、当該定期入館券に記名された者以外の者は、使用することができない。</u></p> <p>3 <u>第1項の定期入館券は、再発行しない。</u></p>

(入館料等の免除)

第5条 (略)

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、条例第12条第1項の規定により同項の指定管理者 (以下「指定管理者」という。)に新潟県立自然科学館 (以下「自然科学館」という。)の管理を行わせる場合 (以下「指定管理者による管理の場合」という。)は、指定管理者は、特に必要があると認める場合に入館料、特別入館料又はプラネタリウム観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 条例第15条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書 (別記第2号様式) に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1)～(4) (略)

第7条 (略)

別記

第1号様式 (第2条関係)

定期入館券申込書

(略)

利用者	(略)	
	生年月日	(略)
	(略)	
(略)		

(略)

第2号様式 (第6条関係) (略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(入館料等の免除)

第6条 (略)

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、特に必要があると認める場合に入館料、特別入館料又はプラネタリウム観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 条例第15条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書 (別記第3号様式) に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1)～(4) (略)

第8条 (略)

別記

第1号様式 (第2条関係)

定期入館券申込書

(略)

利用者	(略)		
	生年月日	(略)	性別 男 女
	(略)		
	学校又は勤務先の名称		
(略)			

(略)

第2号様式 (第5条関係)

定期入館券申込書

(略)

第3号様式 (第7条関係) (略)